

平成21年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 平成21年8月25日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 松本 實
同職務代理 遠藤 勝男
委員 佐藤 昭
委員 面田 博子
委員 秋本 則子
教育長 山崎 喜久雄

議場出席委員

・教育次長	内山 利之	・教育振興担当部長	吉田 義仁
・庶務課長	深井 祐子	・教育計画推進担当課長	木佐森 茂
・施設課長	齋藤 登	・学務課長	土肥 直人
・指導室長	平沢 安正	・統括指導主事	江田 真朗
・地域教育課長	新井 洋之	・生涯学習課長	宮地 智弘
・生涯スポーツ課長	尾形 保男	・葛飾図書館長	高木 利成

書記

・企画係長 平井 大介

開会宣言 委員長 松本 實 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 松本 實 委員 遠藤 勝男 委員 山崎 喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

委員長 ただいまから、平成21年教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、請願・陳情はございません。

議案に入ります。

議案第36号「平成21年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

庶務課長 それでは、議案第36号「平成21年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入からご説明を申し上げたいと思います。

歳入でございますが、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、下のほうにまいりまして第6目教育費補助金でございます。補正額は4億4,403万6,000円でございます。内容でございますが、一つには、安全・安心な学校づくり交付金として3,448万1,000円。これは後ほど歳出でもご説明いたしますが、ケーブルテレビ配線経費基準額の2分の1、また、太陽光発電システム設置費基準額の2分の1の額を計上しているものでございます。

またもう一つは、学校情報通信技術環境整備事業費4億955万5,000円でございます。これは、教育情報ネットワーク整備費の2分の1、そしてまた、地上デジタル放送対応型テレビ購入費の2分の1の額を計上しているものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。第20款特別区債、第1項は同名でございます。第1目に教育債というのがございます。補正額は1億6,600万円でございます。これは、義務教育施設用地取得債ということで地方債でございます。後ほどまたご説明させていただきますが、水元小学校拡張用地の財源の一部として特別区債を発行し、これに充てるというものでございます。

次のページをごらんください。次のページからは歳出にまいります。第8款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費でございます。補正額は7億3,383万5,000円でございます。これは、右側にまいりますが、教育情報ネットワーク管理運営経費でございます。一つには、小・中学校全校への校内LANの設置委託費として2億5,550万円、またもう一つは、校務システムの開発等の委託費として1億2,583万円、また、コンピュータ機器等の購入費として3億5,250万5,000円でございます。といった内容でございます。これは後ほど報告事項等でご説

明をさせていただきたいと思います。

続いて、次のページをごらんください。第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額は1億2,832万9,000円でございます。右側の内訳でございますが、まず一つには、小学校運営経費として8,212万9,000円でございます。これは、ケーブルテレビの配線等の委託費が2,122万6,000円、水元小学校第二校舎借上料160万円、これと地上デジタル放送対応型テレビ購入費の合計額が8,212万9,000円という形になっているところでございます。

また2番目に、小学校維持管理経費4,620万円ということを計上してございます。これの内訳でございますが、小学校は4校分の太陽光発電システムの設置経費2,520万円、そして水元小学校校舎等改修工事費2,100万円が内容となっているものでございます。

続いて、第5目の特別支援学校費。補正額が152万円ということでございますが、これは、保田しおさい学校でございますが、地上デジタル放送対応型テレビを購入する経費として計上しているものでございます。

続いて、第6目学校施設建設費1億8,537万7,000円でございます。これは、校地の買収経費ということございまして、水元小学校拡張用地の取得費で、これは葛飾区の土地開発公社からの取得経費を計上しているものでございます。

次のページをごらんください。第3項で中学校費のほうにまいります。第1目学校管理費で、補正額は5,433万円でございます。内訳の一つとしては、中学校の運営経費3,543万円ございまして、この内訳として、ケーブルテレビの配線委託費、そして地上デジタル放送対応型テレビ等の購入費といった中身になっております。

また、いま一つは中学校の維持管理経費でございます。これの中身は、中学校3校分でございますけれども、太陽光発電システムの設置経費1,890万円を計上しているものでございます。

次のページにまいります。第5項で幼稚園費のほうにまいります。第1目幼稚園費として、補正額が175万5,000円でございます。この中身でございますが、地上デジタル放送用アンテナ設置委託費、そして地上デジタル放送対応型テレビ購入費を計上しているものでございます。

続いて、23ページでございます。第6項の社会教育費にまいります。第1目社会教育振興費でございます。補正額は300万円ございまして、右側のほうでございますが、東京理科大学連携の科学体験イベント等の実施委託費を計上してございます。これは、国の補助事業でございます地域活性化・経済危機対策臨時補助事業を活用した中身となっているところでございます。

そして、第2目社会教育施設費でございますが、581万7,000円の計上でございます。これは、博物館の管理運営経費の中の葛西城址発掘資料整理委託費を計上してございます。これも東京都の緊急雇用創出補助事業といった補助制度を活用した事業となっているところでございます。

第3目社会教育施設建設費、補正額は5,587万4,000円でございます。これは、立石の図書館の建設経費にかかわるものでございまして、実は公共事業を活用した経済対策といった側面の

ものなのですが、区の契約事務規則の第51条、これは、工事契約等についての前払金についての規定なのですが、この規定のうち、前払金ができる限度額を増額するという改正を行ったことに伴いまして、立石図書館の本体工事にかかわる前払金を増額するという金額を計上しているものでございます。これは、後ほどご説明いたしますが、債務負担行為についても補正をするという形になっているものでございます。

次のページにまいります。25ページのところが債務負担行為補正というふうになっているかと思いますが、26ページをごらんいただきたいと思います。債務負担行為にかかわっては、先ほどもちょっとご説明いたしました水元小学校の第二校舎の借りにつきましては、債務負担行為を組むわけでございますが、期間を22年から26年度までの5年間、そして限度額を9,440万円という内容での債務負担行為を設定するというのが一つでございます。そして、立石図書館の建設工事につきましては、先ほど申し上げましたけれども、22年度についての限度額を当初予算におきましては3億3,560万円という金額で設定をしておりましたが、先ほど21年度分を増額した分5,587万4,000円を差し引きまして、2億7,972万6,000円と変更するという中身でございます。これは、25ページの一番上のリサイクル清掃関連施設建設工事のところでも同様の処理をしておりますし、また、下のほうで、子ども総合センター、あるいは保健所建設工事等についても、区の建設工事の部分については同様の取り扱いをしているというものの一環というふうにご理解いただければと考えてございます。

そして、最後のページ、27ページでございます。特別区債ということで、先ほどもご説明いたしました水元小学校の拡張用地の取得事業につきまして、1億6,600万円の特別区債を発行するというものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

面田委員。

面田委員 今、説明を伺いまして、区のICT計画というのですか、デジタル化だとか、校内LANとか、以前から何度か、そういうことができるといいなと思っていたことが一挙に進むのかと思いました。それからまた、この間、東金町小学校に行ったときに、特別支援学級のお子さんがとても多いという現実も見ましたし、そういうことも含んでここで少し前進できるということを伺って、よかったなと思いました。

太陽光発電システムというのを小学校と中学校のほうへ設置するという出でいたのだけれども、これは環境教育の目玉としてもいいと思うのですね。今回はこれでわかったのですが、先を見通すというのか、もし何かあれば伺いたいなど。今回は補正予算が出たので組まれたと思うのですけれども、この先どんなふうになっておられるのかということです。

それからもう一つは、立石図書館などの債務負担行為をここへきて少しまとめて返す、前払

いをするということですよ。知らなかったものですから、きょうはそれを聞きまして、そういうこともあるのだなと非常に勉強になりました。

以上です。

委員長 施設課長。

施設課長 来年度の太陽光ですけれども、今年度は、補助金に加えまして、地方向けの交付金、補助金合わせて95%といった内容で国からの通知がございましたので、当初4校の予定だったところに7校加えて11校ということで今回補正で上げたわけです。来年度につきましては、補助の内容がどういうふうになっていくかということも見ながら決定していきたいと思えますけれども、できれば10校程度でやりたいなという考えでございます。

以上です。

委員長 面田委員。

面田委員 ということは、進めていくという前提のもとでございますよね。

委員長 施設課長。

施設課長 ぜひ今後も進めていって、教育の中でうまく活用していただければと思います。

面田委員 そうですね。よろしくをお願いします。

委員長 よろしいですか。

面田委員 はい。

(「ちょっと補足説明を」の声あり)

委員長 葛飾図書館長。

葛飾図書館長 先ほどの工事の前払金のことについて。

これについては、従前から前払金制度というのがございまして、工事契約、特に土木、建築、設備、それから設計などでも一部あるのですが、業者の負担を少なくするために、事前に契約金額の一部を払うという制度がございまして。今までは、建築工事であれば、4割以内の上限1億円という形で決められていたのですが、この経済状況の中で、上限額2億円まで引き上げてございまして。ですから、予算計上の上には1億円上限で4割以内ということで積算していたのですが、規則改正がございまして今回載せると。そのほかにも、部分払いとかいろいろな制度がございまして。

面田委員 そうですか。勉強不足で、よくわかりました。

委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

遠藤委員 このたびの補正で、このICT環境の充実がますます高まってくるのではないかと思います。大変喜ばしいことであると同時に、報告の中でも出てきますが、このICT関係

の充実を実のあるものにするためにも、一つお願いといたしますが、お聞きしたいことがあります。

と申しますのは、数年前だったと思いますが、最初にパソコンとかいろいろなIT関係の機器を入れたときに、現場の教員がなかなか使い切れないということがありまして、一部には、「IT機器はただ置いておくだけではないか」というような声もありました。こういうふうにしてどんどんどんどん充実してくるのは大変結構なことなのですが、最近の報道などを読みますと、現場でもまた使い切れないのではないかとというような懸念、あるいは現場の先生方の戸惑いというものも聞かれるようになってきました。

そこで、本区としましては、IT関係に対する教員の研修、あるいは使い切れていないかどうか、技術の向上、こういうものに対してどういう対応をしているのかということをお教えいただければと思います。さきにビジョンの校長先生の自己評価の中でも、このIT関係の研修、あるいは向上については、数値がちょっと低かったように思います。そういう関係上、我々としても相当力を入れていかなければならない部門ではないかと思っておりますので、その辺教えていただければと思います。

委員長 指導室長。

指導室長 先生ご指摘のように、ビジョンの数値目標のところでも、コンピュータは使えるけれども、それを授業に生かせるというところでは、中学校の教員の数としてはかなり低い数字というようなところの課題は明らかになってございます。今回、この導入につきましても、従来の教育用のソフトが、そういう意味では、そういうことが余り得意でない教員にも非常に使いやすいソフトも随分出てきていますので、使いやすいソフトをICT推進計画の中も含めて選んでいながら、そういうソフトを十分に使いこなせるような研修については、改めて各学校のニーズとか、中学校ですと各教科ですとか、小学校ですと外国語活動というようなところでも新しい分野は出てきていますので、ある程度の専門性を伸ばせるような形での研修を組んでいきたいというふうには考えています。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、お諮りをいたします。

議案第36号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第36号「平成21年度葛飾区一般会計補正予算(第2号・教育費)に関する意見聴取」について、原案のとおり可決することにいたします。

次の議案に移りますけれども、関連がございますので、第37号「葛飾区立校外学園の管理に

関する仮協定の締結について、第38号「葛飾区立日光林間学園及び葛飾区立あだたら高原学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」を一括して上程をいたします。

施設課長。

施設課長 議案第37号「葛飾区立校外学園の管理に関する仮協定の締結について」、そして議案第38号「葛飾区立日光林間学園及び葛飾区立あだたら高原学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」ですが、その前に、報告事項等1、「葛飾区立高原学園の指定管理者の選定結果について」も関連するものですから、こちらのご説明を先にさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

施設課長 それでは、報告事項等1の「葛飾区立高原学園の指定管理者の選定結果について」からご説明させていただきます。

日光、あだたらの両学園の現在の指定管理者につきましては、来年の3月で指定期間が切れることから、ことしの4月より選定の作業にかかりました。これにつきましては、4月14日の第4回定例会でご報告したとおりでございますが、このたび、優秀提案者と第2順位提案者、そして第3順位提案者が決まりましたので、これまでの経緯とその経過についてご報告するものでございます。

まず、1の「指定管理者の公募及び選定の方式」ですけれども、指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。そして、2の「選定の経過」でございます。ことしの4月23日、第1回校外学園指定管理者選定委員会で公募要項を決定いたしました。そして、公募要項の配布はホームページで行いました。その後、公募説明会、現地説明会をあだたら、日光、それぞれで行いました。そして、第1次審査応募書の受け付けをいたしました。今回は8団体の応募がございました。前回1団体だったことを反省の上、多方面に声かけをした結果、8団体の応募がございました。そして、6月19日、第2回校外学園指定管理者選定委員会におきまして、四つの団体が通過団体として選定されました。そして、今月8月7日、第3回校外学園指定管理者選定委員会におきましてその4団体の提案を審査の結果、最優秀提案者と第2順位提案者、第3順位提案者が決まりました。

まず、第1次審査の結果でございます。そちらにA団体からH団体まで8団体ございますけれども、これは受付順位で並んでおります。まず、実績・経験のところですが、宿泊施設ですとか、校外学園、それと指定管理者、さらに集客のための事業、こういったところの実績、経験を審査いたしました。そして、業務遂行能力でございますけれども、施設のキーパーソンとなるメンバー、安定した運営・財務状況といったところを審査した結果、公募要項にもありますけれども、配点70点の6割を取った団体を通過団体とするということで、42点以上取れたのが、偶然なのですが、A団体からD団体でした。残念ながら、E団体からH団体は42点をとれなかったために1次審査を通過することができませんでした。

裏面をごらんください。最終審査結果でございますけれども、上から4行目にその一時審査の合計得点がありまして、3番から8番までが第2次審査の項目でございます。基礎的事項、施設管理運營業務、自主事業、収支計画、管理運営計画に関する対価、プレゼンテーション・ヒアリング、こういった点につきまして審査した結果、第2次審査におきまして最優秀提案者がB団体、第2位の提案者がC団体、第3位の提案者がD団体ということでした。ちなみに、現在指定管理者の指定となっております企業はA団体でございます、残念ながら4位という結果になりました。

最優秀提案者ですけれども、東急コミュニティー・グリーンハウス共同企業体。これは、株式会社東急コミュニティーが主に建物の維持管理の部分を担当して、株式会社グリーンハウスが食事提供の部分を担当するという、こういう共同企業体の提案となっております。

報告事項等1の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第37号「葛飾区立校外学園の管理に関する仮協定の締結について」でございます。

提案理由でございます。葛飾区立校外学園の指定管理者の指定に先立ち、本協定の締結等の必要事項について仮協定を締結する必要があるでございますので、本案を提出するものでございます。

2枚目をごらんください。「葛飾区立校外学園の管理に関する仮協定書(案)」でございます。葛飾区教育委員会を甲として、株式会社東急コミュニティーを代表企業とし、株式会社グリーンハウスを構成企業とする共同企業体を乙といたしまして仮協定を締結するものでございます。

項目といたしましては、「1 対象施設」、「2 管理業務」、「3 指定期間」、「4 本協定の締結」、「5 守秘義務」、裏面に「6 仮協定の失効等」というふうになっております。内容についてはここに書いてあるとおりでございます。

続きまして、議案第38号「葛飾区立日光林間学園及び葛飾区立あだたら高原学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

2枚目をごらんください。記書きとしまして、「施設の名称」でございます。葛飾区立日光林間学園及び葛飾区立あだたら高原学園です。「指定管理者の名称等」はそこに書いてあるとおりでございます。「指定の期間」でございます。平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

委員長 ただいま報告事項が一つと、関連する二つの議案の説明がございました。ご意見、質問等ございましたらお願いします。

面田委員。

面田委員 要望ということで。

今いろいろ聞かせていただきました。いろいろな項目や視点から見て評価を行い、非常に公正に評価をされているなとまず思いました。使う側というか、学校は移動教室とか林間で使うわけですね。それから、区民の方々もまたさまざまな目的で使うわけです。業者がかわったので、やり方とか、システムとか、そういうものがうまく引き継がれていないと、「前の業者さんのときはこうだったんだけど、今度はこうなっちゃって困った」というようなことになると、いい団体さんがやってくださっていても、それがうまく身になりませんので、引き継ぎというのでしょうか、何というのですか、そこらあたりをきちんと、使い手が困らないような、あるいは変わることがあるとすれば、それがよくわかるようなPRの仕方などをしていただいて、使用者が今以上に快適に使えるような手だてをしていただければと、そのように要望いたします。

委員長 施設課長。

施設課長 引き継ぎを円滑に進めていくのは当然のことだというふうに存じております。今の指定管理者から新しい指定管理者に引き継ぐべきことはきちんと引き継げるように、教育委員会としてもリーダーシップを図りながら、利用者の方々にご迷惑をかけることのないように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

面田委員 よろしく申し上げます。

委員長 佐藤委員。

佐藤委員 この第1次審査結果の点数を見ますと、F団体というのが「実績・経験」が「0」となっていますけれども、これは今まで全然やっていなくて、初めてこういうことをやろうとしているわけですか。

委員長 施設課長。

施設課長 F団体に関しましては、全く経験がございません。したがって、ここでは点数がついてございません。

佐藤委員 そうすると、ゼロということは、例えば「業務遂行能力」が満点としても6割にいかないわけだから、最初から説明してあげたほうが親切ではないかなと。

委員長 施設課長。

施設課長 公募要項の中に採点の基準表があります。こういったことは基本点で何点つきま、加算点としては他の企業との相対評価で点数を加点しますということは書いてございます。

佐藤委員 最初からうたってあるわけですか。

施設課長 はい。

佐藤委員 それでも応募してきたわけですか。

委員長 施設課長。

施設課長 そのとおりでございます。

佐藤委員 わかりました。

それからもう一つ。例えば、あだたらでもどこでも、従業員の方がいらっしやいますよね。そういう方はどうなるのですか。

委員長 施設課長。

施設課長 従業員というのは、区の職員ということではなくて、指定管理者の従業員のことでよろしいですか。

佐藤委員 ええ。

施設課長 指定管理者の従業員は、現在の指定管理者の従業員でございますので、新しい指定管理者にかわれば、通常はそのままメンバーが変わるのですけれども、他の自治体の状況を見ますと、そこでなれている人は新しい指定管理者に引き継がれるという例もございます。

佐藤委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 私からですけれども、単純に。

前の指定管理者は、フードサービスシンワという会社だったのですけれども、今回は選定には加わってこなかったのですか。

施設課長。

施設課長 実はこの選定結果のA団体が株式会社フードサービスシンワでございます。1次審査は通過したのですけれども、2次審査で4位という結果に終わりました。

委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、お諮りをしたいと思います。

議案第37号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第37号「葛飾区立校外学園の管理に関する仮協定の締結について」、原案のとおり可決することにいたします。

次に、お諮りいたします。

議案第38号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第38号「葛飾区立日光林間学園及び葛飾区立あだたら高原学

園の指定管理者の指定に関する意見聴取」は、原案のとおり可決といたします。

次の議案に移ります。

議案第39号「葛飾区立立石図書館及びリサイクル清掃関連施設（仮称）建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

葛飾図書館長。

葛飾図書館長 それでは、葛飾区立立石図書館及びリサイクル清掃関連施設（仮称）建築工事請負契約締結に関しての意見聴取でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

この工事につきましては、4月の本委員会におきまして、施設内容、実施設計をご報告したところでございますが、このたび、先週の20日に入札が行われまして、その結果が出ましたので、ここでご報告するものでございます。

恐れ入りますが、2枚目をごらんいただきたいと思います。

まず、「工事件名」でございます。「葛飾区立立石図書館及びリサイクル清掃関連施設（仮称）建築工事」でございます。

「工事箇所」は、東京都葛飾区立石一丁目1番1、1番2、17番3、20番3、21番2でございます。

「契約の方法」でございます。施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約でございます。施工能力審査型総合評価と申しますのは、施工する業者、入札に応じた業者の施工能力を評価点数といたします。主には、実績ですとか、その会社に採用されている技術者の数、またその技術者の実績といったものを点数化してございます。ですから、必ずしも安く入札したから落札されるということではなくて、入札金額も点数化いたしまして、その合計点で最も高いところが落札するという入札方式でございます。

「契約金額」につきましては、5億274万円。

「契約の相手方」でございます。東京都葛飾区奥戸二丁目40番6号の大翔建設株式会社で、代表取締役は三村徹也でございます。

「工期」といたしましては、契約締結の日の翌日から平成23年2月28日、契約等締結は本区6月議会の議決後という形になります。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただきたいと思います。

参考といたしまして、数値等を並べてございますが、まず構造でございます。鉄筋コンクリートづくりの地上4階建てでございます。敷地面積は1,223平方メートル、建築面積は約766平方メートル、延べ床面積が約2,478平方メートルで、立石図書館につきましては、この半分程度が図書館という形で使われることになっています。高さは15.5メートルでございます。主な施

設については、そこに記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまの説明について質問等がございましたら、お願ひいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、お諮りをいたします。

議案第39号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第39号「葛飾区立立石図書館及びリサイクル清掃関連施設(仮称)建築工事請負契約締結に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

これで議案の審議を終了いたします。

報告事項に入ります。

先ほど報告事項等1は関連して説明がありましたので、2「学校ICT環境整備について」をご報告願います。

学務課長。

学務課長 それでは、学校ICT環境の整備につきましてご報告をさせていただきます。

まず、1の「概要」でございます。高度情報化社会が進展する中で、児童・生徒に情報処理能力を身につけるとともに、教員がコンピュータなどの情報機器を活用して、わかる授業を効率的・効果的に実施することが重要となってきてございます。そこで、現在、情報通信技術、いわゆるICTでございますが、これに関する教員の知識・能力の向上や、学校のICT環境の整備を図るため、(仮称)学校ICT化推進計画の策定に向けた検討を進めているところでございます。

こうした中、このたび、国の「スクール・ニューディール構想」を推進するために、追加経済対策の中に学校ICT環境整備事業が位置づけられましたことから、本事業を積極的に活用しまして、現在策定中の「(仮称)学校ICT化推進計画」の検討と並行しまして、学校のICT環境の整備を図るものでございます。

次に、2の「内容」でございます。まず、小・中学校全校に校内LANを整備するものでございます。普通教室、特別教室、職員室、保健室等に校内LANを整備いたしまして、グループウェアやインターネット環境を導入することによりまして、教職員間の情報の共有化を図るものでございます。

次に、小・中学校のすべての教職員に1人1台のパソコンを配置するものでございます。現在、各学校にはITパソコンが一定数配置されているところでございますが、処理能力不足等の理由で容量の大きいソフトウェアなどの活用が難しい状況にございます。そこで、校長、副

校長、教員、職員、指導主事、合わせまして約1,800人に新たにパソコンを配置いたしまして、校務の負担軽減を図るものでございます。

次に、校務事務支援システムの導入でございます。成績管理や出席管理などの校務事務支援システムを導入いたしまして、校務に係る負担軽減及び効率化を図り、生み出した時間を児童・生徒に対する教育時間に充てることによりまして、教育活動の質的改善を図るものでございます。

次に、地上デジタル放送対応テレビの購入でございます。地上デジタルテレビにつきましては、地上デジタル放送への完全移行が平成23年7月に予定されているところでございます。教育委員会では、平成20年から22年度の3カ年の計画で既存のアナログテレビを順次入れかえているところでございますけれども、今回、22年度に導入を予定した分を1年前倒しさせていただきまして、小学校18校、中学校9校、特別支援学校・保田しおさい学校、幼稚園3園にそれぞれ記載の台数を入れかえさせていただくものでございます。

最後に、中学校全校に各1台電子黒板を整備するものでございます。既に昨年度、すべての小学校に各1台電子黒板を整備したところでございますけれども、視聴覚教材等を活用していくために、今回すべての中学校に各1台電子黒板を整備するものでございます。

3の「予算措置」についてでございます。先ほどお諮りいたしました平成21年度葛飾区一般会計補正予算（第2号）に、歳出の合計で8億4,940万5,000円を計上いたしておりまして、冒頭申し上げました学校ICT環境整備事業補助金等が2分の1、合計で4億2,303万6,000円が交付されますので、あわせて歳入予算として計上させていただいております。

なお、歳入予算額が歳出予算額の2分の1よりやや少ないわけでございますけれども、例えば職員室や小学校の特別教室のテレビなど、一部補助対象外のものも入っておりますので、そういう理由となっております。あわせて報告させていただきます。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 質問等がございましたらお願いします。

面田委員。

面田委員 先ほど議案の中にも遠藤先生からのご意見もございました。整備されたものが十分に活用できるように先生方への研修、そういったものを重ねて私からもお願いしたいと思っております。

それから、ここに出ている学校ICT化推進計画の中にも入っていると思うのですが、セキュリティの部分は重ねて十分に先生方のほうにもご指導をお願いしたい。今回、ここでいきますと、成績管理とか出席管理など具体的に出ておりますが、そういうところでは、個人情報とかなり重なる部分ですので、漏れることのないようなセキュリティも十分ご指導のほどをお願いしたいと思っております。

以上です。

委員長 指導室長。

指導室長 今現在、そこにもありますけれども、学校ICT化推進計画について策定中でございます。9月末日を目途に鋭意進めているところでございます。若干遅れるかもしれませんが、目標としてはそこを目指しています。委員ご指摘のように、その中には、授業力の向上を含めて、情報セキュリティの強化というところでも項目を立てている状況でございます。最終的にそこを残すような形になると思いますので、個人情報のセキュリティについて、また子どもたちの情報モラルについてもあわせて計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

面田委員 よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 私も中学校の現場にいましたので。このたび、中学校にも電子黒板、それから教員1人1台のパソコンが入って、大いに歓迎したいと思っておりますけれども、今まで出ましたように、これを有効に使って授業が向上できるようにすることと、個人情報等の管理をしっかりと、事故防止をし、教員がゆとりを持って子どもたちに接する時間がふえていけばなと期待いたします。

以上でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 次に、報告事項等3、「特別支援教室(知的障害・固定制)の設置について」をご報告願います。

学務課長。

学務課長 それでは、知的障害を持つ児童を対象といたします固定制の特別支援教室の設置につきまして、ご報告をさせていただきます。

ご承知のとおり、本区では、平成19年度から特別支援教育を開始したところでございますが、当区の特別支援教室に在籍する指導は年々ふえ続けている状況にございまして、特別支援教育に対する教育的ニーズも高まってきているところと認識しているところでございます。

次のページの資料1の上段の表をごらんください。知的障害の特別支援教室に通う児童数は、平成19年で107名でございましたが、平成21年4月には144名となっております。中でも、表の一番上にございます東金町小学校に設置しておりますあおば学級の児童数は、平成19年度には22名であったものが36名に、実はこの2学期からは40名と大きくふえている状況にございます。あわせて、下の表をごらんいただくと、あおば学級に通う児童の住所別の人数が記載し

てございます。水元、東水元、西水元、南水元にお住まいの方が21名と、あおば学級に通う児童の約半数を占めている状況でございます。

次のページ、資料2をごらんください。こちらは、特別支援学級が配置されている学校と、学校を基点とした半径約1,200メートル、円で囲んだ表になってございます。ごらんのとおり、水元地域には近隣に特別支援教室が設置されていない状況でございます。

1枚目、頭の紙に戻っていただければと思います。こうした状況を解消するため、今ご説明いたしました児童数の推移、地域的なバランス、あおば学級に通う児童の通学負担を考慮させていただきました結果、区の北部中央に位置いたしております水元小学校に、小学校で7番目となります特別支援教室を開設するものでございます。開設に当たりましては、小学校の西側に新たに取得いたします土地を活用いたしまして、第二校舎を整備するなど、教育環境の充実を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

設置する学校は水元小学校でございます。

設置する学級数でございますが、こちらは2学級16名を予定してございまして、開設時期は平成22年4月1日としております。

次に、西側隣地の整備の概要でございますが、最後にございます資料3「水元小学校配置図」をごらんください。こちらは、縮尺等が合っていないので、イメージとしてごらんいただければと思いますが、土地の所在は水元四丁目17番でございまして、1,187平米の土地でございます。こちらに、第二校舎といたしまして、全校生徒が活用することができる多目的教室を三つ、あわせてサブグラウンド、学校農園を整備するものでございまして、これも先ほどご説明いたしました補正予算案に必要な経費を計上させていただいているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 ただいまの説明についてご質問等ございませんか。

面田委員。

面田委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、ここにそういう施設、教室をつくるということは、私は本当によかったなと大賛成でいるのですが、今のお話だと、水元小学校の多目的教室として設置して特別支援教室として使うわけですか。

委員長 学務課長。

学務課長 まず、資料3のほうをごらんいただきながらご説明したいと思います。右側下に校庭がございまして、1階の配置図が記載されておりますけれども、現在、教室の左側の109、110と書いてあるところに会議室とひまわりルームという場所がございまして、こちらの2クラスを活用して特別支援教室をまず設置いたします。これは、お子さん方の交流を積極的に図っていただくという趣旨で、学校内に教室を設けたものでございます。その分はじかれて、多目的教室が少なくなってしまうものですから、こちらに3教室分を多目的教室としていろいろな

活動で活用できるようにしようと。整備に当たりましては、間の壁はスライドドアにしまして、必要に応じて3教室を全部広げて使えるようなスペースとして整備を図って、例えば学年の集会ですとか、そういったものにも活用できるような形で、今現在検討を進めているところでございます。

委員長 面田委員。

面田委員 それで十分納得いたしました。

というのは、この新しい土地にプレハブを建てて、そこを支援学級にするのかなと最初私は早とちりをしたものですから。それだと、隔離されたみたいな感じはするし、果たして保護者はどんなふうにするのかななどという思いをしたのですね。今聞きまして、今校内にあるところのお部屋を教室とするということで、ああ、よかったと一つ思いました。それで先ほどの疑問が大分解決されたのですが、何でプレハブなのかとか、あと半年でできるのかというような疑問も持っていたのが、会議室とかひまわりルームとか、そういうことでの用地ならいいのかなというふうに納得をいたしました。ただ、会議室にしても、ひまわりルームにしても、子どもが使わなくはないですよ。そうすると、間に道路があるというのは心配なことだななどというふうにちょっと思いました。でも、支援教室が校内の中にそのように考えてつくられるということで安心をいたしました。

委員長 学務課長。

学務課長 まず、これも検討中でございますけれども、会議室は基本的には3階のほうに移そうかということで、3階にある多目的室ということで考えてございます。ひまわりルームというのは、お子さんを指導するためのスペースでございまして、こちらについても別の場所を確保して対応しようということで今学校側と調整をいたしているところでございます。

なお、こちらでございますけれども、通常こちら側の西側の土地に渡るためには、北側の出口から南側の出口を通じて出ていくということになるわけでございますけれども、今申し上げました会議室、ひまわりルーム、わくチャレと書いてあるところに階段がございまして、階段のところには実は出口がございまして、こちらの出口から出て、ここに新たに門を設ける予定でございまして、ここから歩道を通って敷地前に進んで、敷地前には横断歩道を設置する予定でございまして、また、これも学校と現在協議しておりますけれども、いわゆる移動の際の誘導についても学校側できちんと対応するような形で検討を進めているところでございます。

面田委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに質問等ございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員 資料1の表を見ますと、人数的には16年度からずっと右肩上がりというか、来年はちょっと違うのですけれども、ふえています。これはこういう学級がだんだん認められて

きていると解釈してよろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 この19年から特別支援教育を配置したということが一つのきっかけになっていると思いますけれども、保護者の皆様、地域の皆様に特別支援教育というものが浸透してきた。その正しい意義というのが浸透してきた一つの成果ではないかというふうに考えてございます。

委員長 佐藤委員。

佐藤委員 あと、この内訳なのですが、先日、教育委員会で東金町小学校の特別支援教室を見学させていただいて、生徒、それから先生も一生懸命やっているなと思って私としては満足したわけですがけれども、この学級数36名を見ますと、亀有五丁目のほうからも行っているのですが、こういうケースは、お家の人の勤め先がこっちに近いとか、いろいろ理由があってこちらのほうに来ているのですか。

委員長 学務課長。

学務課長 個別の理由は置いておきまして、それぞれいろいろご事情があって現在の学校に通われているというふうに理解していただきたいということでございます。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 私も先日訪問しまして、人数が大変多いなと感じましたので、大変結構なことだと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 予定の報告事項は終わりましたけれども、ほかに報告事項がございましたら、お願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、机上に配付させていただいている資料に基づきまして、新型インフルエンザによる学級閉鎖等の対応につきましてご報告させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

学務課長 それでは、私のほうから、新型インフルエンザによる学級閉鎖等の対応につきましてご報告をさせていただきます。

8月20日木曜日でございますけれども、東京都が主催する新型インフルエンザに関する区市町村危機管理連絡会というのが開催されまして、本区もこれに参加したところでございます。そのときに東京都側から、6月中旬以降に実施されたPCR検査、新型インフルエンザかどうか確認するための検査でございますけれども、その結果、ほぼ全例が新型インフルエンザの感

染というふうに確認している状況がございまして、このため、PCR検査の実施については各区の判断で実施されたいといった見解が示されたところでございます。

本区におきましても、PCRの検査結果でございまして、7月24日以降に実施されたものにつきましては、全症例に対しまして新型インフルエンザウイルスが検出されているという状況にございます。これを踏まえまして、区では、8月21日でございましてけれども、今後、A型インフルエンザまたはインフルエンザ様疾患と診断された場合は、原則PCR検査を行わず、新型インフルエンザに感染したものとみなして今後の対応を進めていくという決定が下されたところでございます。それを受けまして、教育委員会では、新型インフルエンザによる学級閉鎖等の対応について定めまして、これを各学校長あてに通知しましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

今ご案内のとおり、この状況に伴いまして、まず、こちらの別添1をごらんいただきたいと思っております。失礼しました。8月24日付の「学級閉鎖等の対応について」の通知をごらんください。まず、1でございましてけれども、学校の臨時休業の根拠規定を確認させていただきます。学校保健安全法第20条では、学校設置者、葛飾区の場合ですと区になるわけですがけれども、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができるとしておりまして、同法31条では、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる」と規定されてございます。

これを受けまして、本区では、学校の学年閉鎖、学級閉鎖につきましては、この規定に基づきまして学校長にその権限を委任しているところでございます。基本的には、学校長は、次に申し上げます判断基準をもとに、学校医に相談し、意見を聞いた上で、学校の学年閉鎖、学級閉鎖を決定しているところでございます。

「臨時休業を行う判断基準」でございまして、こちらは文部科学省から示されているものでございます。「一般的には、欠席率が通常時の欠席率より急速に高くなったとき又は罹患率が急速に多くなったときは、その状況を考慮し、さらにその地域における伝染病の流行状況を考慮の上時期を失することなく行うことが必要である」とされてございます。通常の季節性インフルエンザによります学校の学級閉鎖の決定に当たりましては、何人が欠席したというような一律の基準はないわけでございますけれども、おおむね2割程度の欠席者、例えば1学級に30人在籍するという場合は6人程度になるわけですがけれども、これが発生した場合を一つの判断の目安として、学校医に相談し意見を聞いた上で学校長が決定しているというのが現状でございます。

裏面をごらんください。[3]の「新型インフルエンザによる学校の臨時休業について」でございまして。まず1でございましてけれども、これは強毒性の場合の対応でございまして。既にご報告させていただいておりますのでご承知のことと思っておりますけれども、国の新型インフルエンザ

対策行動計画及びガイドラインに基づきまして、都道府県単位で1例目の患者が確認された時点で、都道府県は学校等の設置者に対し臨時休業を要請するとしてございます。そのため、区では、東京都の要請を踏まえまして、学校の臨時休業を決定することといたしているところでございます。

2の新型インフルエンザの毒性が弱毒の場合、これは今回の対応でございます。今回の新型インフルエンザにつきましては、弱毒性とはいえ、基本的には免疫を持っていないということと、季節性のインフルエンザに比べて感染力が強いということから、より厳格に対応する必要があろうと考えてございます。そのため、学校におきまして、インフルエンザの感染が確認された場合は、原則、学級閉鎖で対応することといたしまして、その判断基準を次のとおり厳しくしているものでございます。

判断基準でございますが、学校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校医に相談し意見を聞いた上で、当該学級の閉鎖を判断することといたします。この場合の学級閉鎖の日数は原則7日間といたしまして、学校長が感染状況等を踏まえて学校医と協議の上、日数を短縮することができることといたしております。

その判断基準でございますが、同一学級において、2人以上の者が医師によりインフルエンザ、この場合はA型、B型、新型を問わないということで、インフルエンザと診断された場合は、今申し上げましたとおり、学校長が学校医に意見を聞いて学級閉鎖の判断をすることとなります。

この実施にあわせまして、表の紙に戻っていただければと思いますが、学級閉鎖を実施した場合には、所定の様式で午前中に学務課に報告をするということ。それと、各保護者あてに「学級閉鎖のお知らせ」をお送りすること。さらに、学校緊急メールで登録保護者あてにその動向を連絡すること。4点目としまして、学級閉鎖の対象となるクラスの保護者に連絡網による継走電話を行うこと。また、学校関係者に情報提供すること。最後に、学級閉鎖を決定したのが仮に昼間だという場合には、該当の学級の児童・生徒を帰宅させる際には、既に学校にマスクを配付してございますので、これを着用させて帰宅させる。以上のような対応を定めたところでございます。

次に、8月21日付、「新型インフルエンザに関する対応について(2学期開始にあたって)」という文書をごらんいただければと思います。既にご承知のとおり、ホームページ等でも公開されてございますけれども、区内では、小・中学校に新型インフルエンザの感染が多数確認されている状況でございます。この秋冬に向けて感染の拡大が予想されているところでございます。そのため、学校及びご家庭に対しまして改めて注意喚起を行ったものがこの文章でございます。

対応としては大きく2点ございまして、まずは、本日実施しております始業式の対応ござい

います。基本的に、健康観察の徹底と、インフルエンザ様症状のある児童が登校していた場合は素早く対応するというところでございます。症状のある児童が多く見られたような場合につきましては、全校による集会形式による始業式は行わずに、学級ごとに始業式を行うなど、児童・生徒等の健康状態に応じた対応をお願いいたしたところでございます。

また、2点目としましては、次のページをごらんいただくと例文が出てございますけれども、保護者あての通知をお願いしたところでございます。こちらにつきましては、本日、各学校で児童・生徒を通じまして各保護者に配付している文書でございます。学校の対応とともに、ご家庭の取組が非常に重要でございますので、各保護者の皆さんにインフルエンザ感染予防策の徹底をお願いする文章でございます。

内容につきましては、従来の既に周知したものを改めてというものが大半でございます。一つは、毎朝・毎夕の検温をお願いするということ。健康的な生活に心がけていただきまして、手洗い・うがい・せきエチケットを習慣にするようにしていただく。学校以外での感染も可能性としてはございますことから、児童・生徒等の健康観察を徹底していただくこと。4として、急な発熱やせき、咽頭痛等、インフルエンザ様症状がある場合には、決して無理をせずに登校を控えていただきまして速やかに医療機関を受診していただく。あわせて、学校にも連絡していただくということ。また、インフルエンザと診断されたお子さんにつきましては、医師に「治療」の診断を受けてから登校させるようにすること。といった注意喚起を行ったところでございます。

次に、表の紙に戻っていただきまして、2学期以降の学校での対応でございます。ご承知のように、学校は集団感染が起きる可能性が高いことから、集団感染を防ぐために、先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒等の健康観察に努めるとともに、手洗い、うがい、せきエチケット等の励行をお願いしているところでございます。また、児童・生徒に対しましても、発熱等の体調不良がある場合は無理をせず登校を控えるよう指導をお願いしてございます。

2点目としましては、学校活動におきまして日ごろから健康観察の徹底を図っていただくとともに、体調不良者の早期発見に努めていただくようお願いし、さらに発熱等の症状が見られた場合は速やかに保健室で健康状態をチェックし、保護者に連絡をいたしまして、下校をさせて、速やかに医療機関を受診させるなど、児童・生徒等の健康管理をお願いしております。特に学校には、一部でございますけれども、感染後重症化するおそれのある基礎疾患を持つお子さんも通っていらっしゃいます。そのお子さんには特に十分注意して、もしその方に発熱等の症状があった場合は、保健所へ相談するように学校側に注意喚起を図ったところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 新型インフルエンザに関する対応の説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

面田委員。

面田委員 きょうから集団生活に子どもたちが入るわけで、ちょっと不安なところはあるのですが、こういふ形で、学期が始まると同時に、学校にも、そしてまた保護者にも感染拡大をしないような、あるいはそういうことを防ぐための情報が行っていて安心いたしました。今心配なのは中学校のほうなのですよね。部活、修学旅行、その辺は、1学期にもそういうことが予想されたけれども、非常に適切な対応が各学校で打てたというふうに思っております。2学期もきっとそんなふうには打てると思いますけれども、きっと各学校の校長先生方は不安をお持ちでしょうから、ぜひ教育委員会のほうでも校長先生方の相談に十分に乘っていただいでこたえていただければと思いました。

それから、ちょっとお聞きしたいのは、普通のインフルエンザは出席停止扱いということになっていたと思うのですが、今回の新型インフルエンザの場合はどういう扱いになっているのか。もしわかりましたら。

委員長 学務課長。

学務課長 同様に、出席停止の扱いとなります。

面田委員 わかりました。

委員長 指導室長。

指導室長 面田委員の冒頭の、中学校のというところで少し説明させていただきたいと思っています。修学旅行だけではなくて、他校とのかかわりですとか、生徒が濃厚接触をする可能性があるというところでは、小学校では、9月2日に開催されます水泳記録大会、それから日光林間学園の秋季、修学旅行、あたら、中学校の職場体験というようなさまざま。またさらに連合行事関係も濃厚接触をする可能性のある行事、事業等になってございます。昨日、正副の校長会長さんに庶務課さんのほうで音頭をとっていただいで集まっていたいで、そこで今の説明とともに、今後濃厚接触する可能性のある行事等についてということで、注意喚起と相談窓口、それから学級閉鎖をするときの諸注意等については改めてお話をさせていただきました。また、28日に校長会等がございますので、そこでも改めて何らかの形で注意喚起や確認を進めていきたいというふうには考えています。

以上です。

面田委員 よろしくをお願いします。

委員長 面田委員。

面田委員 直接的に関係はないと思うのですが、区内で、子どもさん、大人も含めて感染して、症状が悪くなったとかというような情報はないのですかね。

委員長 学務課長。

学務課長 区内ということに限って言えば、重症例の報告はございません。

面田委員 そうですか。わかりました。

委員長 佐藤委員。

佐藤委員 別添1の下のほうに、臨時休業を行う場合の判断基準の中に、大体2割、30人在籍する場合は6人程度が発生した場合と書いてありますよね。それが、その裏のページの最後のほうでは、「同一学級において、2人以上の者が医師によりインフルエンザ(A型・B型・新型を問わない)」と書いてありますけれども、この前のは考えないで、こちらのほうのいわゆる「2人以上」というのを優先するわけですか。

委員長 学務課長。

学務課長 お話のとおりでございまして、お医者さんの診断が必要になりますけれども、今後、インフルエンザでお休みということになれば、2人以上で対応するということになります。

委員長 佐藤委員。

佐藤委員 そうすると、人数の多い学級と少ない学級とかいろいろありますけれども、そういう人数の多い少ないは関係なく2人でよろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおりなのですけれども、なぜ2人以上にしたかということでちょっと説明をさせていただきたいと思います。

現在、国のクラスターサーベイランス、いわゆる集団発生を早期検知するための仕組みでございまして、こちらを実施する基準がインフルエンザにかかった方が2人以上となつてございます。2人以上いますと、そのうちお1人の方に、先ほど申し上げました新型インフルエンザかどうかを確認するためのPCR検査を行う、そういった基準で全国的には動いています。冒頭申し上げましたとおり、都内におきましても、区内におきましても、こうしたクラスターサーベイランスを実施した結果、全例が新型インフルエンザに感染されているという事情を踏まえ、やはり現段階におきましては2人以上の方がインフルエンザに感染した場合は学級閉鎖をするのが適当であろうということで、現状等も協議いたしまして、今回人数を設定させていただいたものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

きょうから新学期が始まって、また想定外の課題が出たわけですが、対応をよろしく願うということでもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ここで教育委員の皆さんより発言がありましたら、よろしく願います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、続いて、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してご説明をお願いします。

庶務課長 「その他」でございますが、まず最初の「資料配付」は、9月の行事予定表でございます。9月冒頭から中学校の音楽鑑賞教室、また中旬には小学校の音楽鑑賞教室などがございます。また、後半に入りまして、区民文化祭等もスタートいたしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続いて、出席依頼でございまして、今回7件というふうにお示ししているところでございますが、一番上の10月2日金曜日の総合スポーツセンターの陸上競技場におきまして行われます中学校の連合陸上競技大会につきましては、ちょっと調整をしてございませんので、また次回改めてご依頼をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次でございますが、10月17日土曜日、柴原小学校の50周年の記念式典と祝賀会がございまして、これにつきましては佐藤委員にご出席をお願い申し上げます。

続いて、10月24日、柴又小学校でございますが、70周年の記念の式典と祝賀会がございまして、これについては面田委員をお願い申し上げます。

それから、10月31日土曜日、立石中学校の創立60周年記念の式典と祝賀会がございまして、これは松本委員長のご出席をお願いしたいと思います。

それから、11月14日土曜日、原田小学校の50周年記念の式典と祝賀会がございまして、これは秋本委員のご出席をお願いいたします。

同じく14日でございますが、青葉中学校50周年記念の式典と祝賀会でございますが、これは松本委員長をお願いしたいと思います。

そして、11月28日、よつぎ小学校の創立10周年記念の式典と祝賀会がございまして、遠藤委員のご出席をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

それから、次回以降の教育委員会の予定でございますが、9月から12月までを記載させていただいておりますので、改めまして日程のご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして、平成21年教育委員会第8回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時20分